

## 令和4年度第1回兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会資料

日時：令和4年7月21日（木）14:00～

### 【配布資料一覧】

- 資料1－1…令和3年度及び令和4年度アレルギー疾患対策事業の実施について  
資料1－2…アレルギー疾患相談事業 実績
  
- 資料2－1…兵庫県における準拠点医療機関（仮称）選定に向けた取り組み経過  
資料2－2…令和3年度兵庫県アレルギー疾患準拠点医療機関（仮称）追加調査結果（医療機関一覧）  
資料2－3…アレルギー疾患準拠点医療機関に係る指定要件等について（案）
  
- 資料3 …兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会開催要綱及び部会運営規程（案）
  
- 参考資料1…令和3年度兵庫県アレルギー疾患準拠点医療機関（仮称）追加調査票  
参考資料2…令和4年度 アレルギー疾患対策関連施策体系表

## 令和3年度及び令和4年度アレルギー疾患対策事業の実施について

### 1 県アレルギー疾患医療連絡協議会の開催

診療連携体制の在り方の検討や情報提供、人材育成等の施策の企画・立案、アレルギー疾患対策の施策の検討等を行う。

#### 【実施状況】

		開催年月日	内 容
(参考)令和2年度	第1回	令和2年9月2日 (水) メールによる報告と 意見募集	1 令和2年度アレルギー疾患対策事業 2 令和元年度アレルギー疾患医療従事者研修会アンケート結果 3 アレルギー疾患準拠点医療機関の選定要件 4 その他
	第2回	令和2年11月26日 (木)	1 令和2年度アレルギー疾患対策事業の実施状況 2 アレルギー疾患準拠点医療機関の調査結果 3 その他
令和3年度	第1回	令和3年9月9日 (木)	1 令和2年度アレルギー疾患対策事業の実施状況 2 令和3年度アレルギー疾患対策事業の実施予定 3 アレルギー疾患準拠点医療機関の選定について 4 その他
令和4年度	第1回	令和4年7月21日 (木)	1 令和3年度アレルギー疾患対策事業の実施状況 2 令和4年度アレルギー疾患対策事業の実施予定 3 アレルギー疾患準拠点医療機関の調査結果及び選定について 4 その他

### 2 人材育成事業

アレルギー疾患医療に携わる医療従事者の知識や技能向上に資する研修を実施する。

#### 【令和3年度】

日 程 令和4年1月17日(月)～30日(日)

開催方法 Web 開催（オンデマンド配信及びライブ配信）

参加者数 331 名

担 当 県立こども病院

#### 【令和4年度】

日 程 未定

担 当 兵庫医科大学病院

### 3 情報提供事業

アレルギー疾患の重症化の予防には平時からの自己管理が重要であるため、県民や関係機関に対してアレルギー疾患に関する適切な情報提供に取り組む。

(1) 県アレルギー疾患連絡協議会の開催状況を公開（議事録含む）

(2) （公財）日本アレルギー協会が主催する「市民公開講座」などアレルギー疾患に係る研修会・講習会の開催案内の掲載

#### 【令和3年度】

アレルギー週間市民公開講座

日 程 令和4年2月20日（日）

開催方法 Web 開催

参加者数 77 名

(3) 患者や家族に対する講習会の開催（姫路食物アレルギーの会オリーブ主催）

#### 【令和3年度】

・第1回 日 程 令和3年6月13日（日）

開催方法 Zoom

参加者数 8 名

・第2回 日 程 令和3年9月23日（木）

開催方法 Zoom

参加者数 8 名

・第3回 日 程 令和3年11月21日（日）

開催場所 城の西公民館（姫路市）

参加者数 12 名

## 【令和4年度】

- ・第1回 日 程 令和4年5月26日（木）  
開催場所 城の西公民館（姫路市）  
参加者数 8名
- ・第2回 日 程 令和4年10月2日（日） [予定]  
開催場所 城の西公民館（姫路市）
- ・第3回 日 程 令和5年3月17日（木） [予定]  
開催場所 城の西公民館（姫路市）
- ・第4回 [詳細未定]

## 4 学校、児童福祉施設等におけるアレルギー疾患対応への助言、指導等

拠点病院等に委託して、医学的見地による助言、支援を実施する。

- (1) 対象施設・・・保育所（認可外含む）、幼稚園、認定こども園  
小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、私立学校
- (2) 対象者・・・保育士、教職員、養護教諭、看護師、栄養教諭、調理員等
- (3) 相談内容・・・①保育所・学校等における生活上の注意点や対応  
②校外行事・宿泊を伴う活動での注意点や対応  
③学校給食の対応（食物アレルギー対応）

## 【令和3年度】

相談件数 4件

担 当 （地独）神戸市立病院機構神戸市立医療センター中央市民病院

	所在地	区分	相談者	相談内容
1	西宮市	保育園	園長	軽度の卵・乳アレルギー児への給食提供
2	西宮市	保育園	所長	重度アトピー性皮膚炎への対応
3	明石市	小学校	養護教諭	食物アレルギー児の午後の運動

4	三田市	中学校	養護教諭	①誤食・混入を繰り返さないための給食対応 ②保護者からアレルギーの申請がない場合の宿泊行事での注意点
---	-----	-----	------	---

**【令和4年度】**（令和4年7月1日より相談受付開始）

担 当 兵庫県立こども病院

学校、児童福祉施設等におけるアレルギー疾患対応への助言・指導等  
アレルギー疾患相談事業 実績

## ●月別

年度/月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
H30	0	0	0	0	0	0	9	1	0	0	0	1	11
R1	0	0	1	1	0	0	1	2	0	0	0	0	5
R2	0	0	1	5	3	0	1	0	0	0	0	0	10
R3	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	1	0	4
合計	0	0	2	6	4	1	12	3	0	0	1	1	30

## ●相談機関別

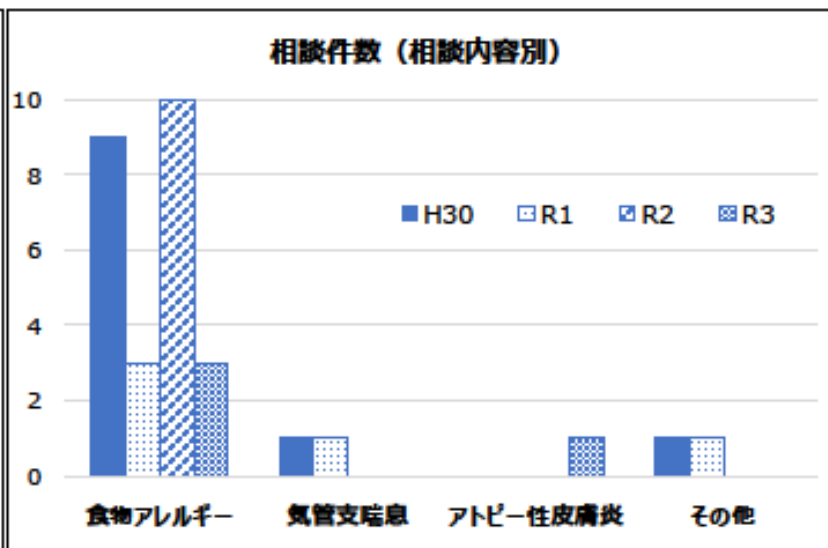
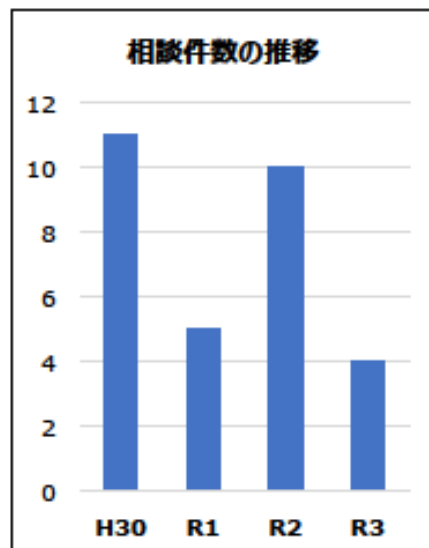
年度/相談機関	保育園	小学校	中学校	特別支援学校	教育委員会	合計
H30	2	4	4	1	0	11
R1	3	1	1	0	0	5
R2	3	4	2	0	1	10
R3	2	1	1	0	0	4
合計	10	10	8	1	1	30

## ●相談者別

年度/相談者	教諭	養護教諭	栄養士	合計
H30	3	6	2	11
R1	2	2	1	5
R2	3	5	2	10
R3	2	2	0	4
合計	10	15	5	30

## ●相談内容別

年度/相談内容	食物アレルギー	気管支喘息	アトピー性皮膚炎	その他	合計
H30	9	1	0	1	11
R1	3	1	0	1	5
R2	10	0	0	0	10
R3	3	0	1	0	4
合計	25	2	1	2	30



## 兵庫県における準拠点医療機関（仮称）選定に向けた取り組み経過

### 令和 2 年度

#### 1 「準拠点医療機関（仮称）」選定に向け医療機関へ調査を実施（令和 2 年 9 月 30 日～10 月 26 日）

##### 【調査時に提示した選定要件】

要件 1 日本アレルギー学会のアレルギー専門資格を有する医師がいる

要件 2 拠点病院と連携できる体制である

52 医療機関から  
手あげあり

#### 2 手あげ後、「準拠点医療機関（仮称）」選定に向け要件を検討

##### 【選定要件】

要件 1 専門医教育研修施設であるか → 県内で 22 施設（H26 データより）

要件 2 外来患者 100 名以上（初診件数）

要件 3 専門医、それに準ずる経験を有する医師 2 名以上（アレルギー疾患の患者を診察しており、各種アレルギー治療指針に沿って治療していること）



A 案・・・上記 3 要件の内、3 要件を満たす → 10 医療機関

B 案・・・上記 3 要件の内、2 要件を満たす → 18 医療機関

C 案・・・上記 3 要件の内、1 要件を満たす → 47 医療機関

D 案・・・上記 3 要件の内、手あげ全て → 52 医療機関

#### 3 第 2 回兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会にて検討（令和 2 年 11 月 26 日）

##### 【連絡協議会で挙げられた主な意見】

##### （1）専門性の確保が必要

- ・「正しい医療」という質を担保するためには、一定の水準や共通の基盤が必要。
- ・「準ずる医師」の判断基準をどうするか。
- ・学校現場等で適切に専門的に指導できる必要。

##### （2）地域の均てん化が必要

- ・ A 案では但馬圏域、淡路圏域がない。

も準ずる医師がいるが手あげなし。も手あげなし。

- ・今回手あげがなかった、漏れている病院はないかの確認は必要。
- ・地域に不可欠な医療機関が含まれているか、再整理が必要。

### (3) 具体的な連携の想定が必要

- ・連携とは具体的にどのようなことを想定しているのか。
- ・研修を医療圏毎に実施できれば人材育成につながる。
- ・システム構築することで連携に繋がる。(三重県で取り組みをしている。)
- ・ホームページ上に医療内容や医師の得意分野、活動分野が分かるように掲載する。

### (4) 名称や医療機関について

- ・「準拠点医療機関」ではなく、「連携病院」、「連携医療機関」はどうか。

## 令和3年度

### 1 「準拠点医療機関（仮称）」の選定要件の見直しを実施

拠点病院の選定時から要件を見直したところ、準拠点医療機関（仮称）の選定数を抑えようとしたため、拠点病院の選定基準よりも準拠点医療機関（仮称）の選定要件が厳しくなっていた。平成 29 年に国が提示した要件及び県が拠点病院を選定した要件を基準とし、選定要件を再検討する。

#### 【選定要件】

- ・要件 1～4 のすべてを満たす。または、要件 4 及び 5 を満たす。

**要件 1** 次に掲げる (1)、(2) のいずれかに該当する。

- (1) 内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科領域のいずれかの領域において、2科以上のアレルギー疾患の診療経験が豊富な、専門的な知識と技能を有する医師が常勤している。
- (2) 内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科領域のいずれかの領域において、アレルギー疾患の診療経験が豊富な、専門的な知識と技能を有する医師が常勤している、かつ人口 10 万人あたりの年間初診外来患者数が 100 人以上である。

(年間初診外来患者数/R3. 10. 1 時点(調査時直近)の医療圏域推計人口×10万で算出)

**要件 2** 要件 1 に該当する、各診療科の医師は日本アレルギー学会のアレルギー専門医資格を有することが望ましい。

**要件 3** アレルギー疾患に対応できる薬剤師、看護師、管理栄養士等が 1 名以上配置されてい



ることが望ましい。

**要件4** 兵庫県アレルギー疾患医療拠点病院と連携が出来る体制が整備されている。

**要件5** 日々のアレルギー疾患の診療状況や地域への貢献等を考慮し、「兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会」の構成員の過半数以上からアレルギー疾患医療準拠点医療機関（仮称）として推薦を受ける。

## 2 第1回兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会にて検討（令和3年9月9日）

上記要件による選定を想定し、項目を追加して再調査の実施を決定する。

## 3 追加調査の実施（R4.1月～3月）…**参考資料1**

(1) 対象医療機関：計140カ所

- ①日本アレルギー学会のアレルギー専門医資格を有する医師（150名）の在籍する医療機関
- ②アレルギー科を標榜する病院
- ③県内公立病院（精神科病院等の特殊な病院を除く）

35 医療機関から  
手あげあり

(2) 調査結果詳細…**資料2-2**

## **令和4年度**

### 1 「準拠点医療機関（仮称）」選定に向け再度要件等を検討…**資料2-3**

- (1) 「準拠点医療機関（仮称）」について、「準拠点病院」「連携医療機関」の2種を設ける。
- (2) 「拠点病院」及び「準拠点病院」の選定数について、2次医療圏域ごとに選定目標を設ける。

### **【選定要件】**

次に掲げる(1)(2)のいずれかに該当する。

(1) 下記要件1～4の充足状況を点数化し、準拠点病院は計11点以上、連携医療機関は9点以上を満たすこと。

**要件1** 次に掲げる①、②のいずれかに該当する。（5点）

- ①内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科領域のいずれかの領域において、2科以

上のアレルギー疾患の診療経験が豊富な、専門的な知識と技能を有する医師が常勤している。

②内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科領域のいずれかの領域において、アレルギー疾患の診療経験が豊富な、専門的な知識と技能を有する医師が常勤している、かつ人口 10 万人あたりの年間初診外来患者数が 100 人程度である。

(年間初診外来患者数/調査時直近の医療圏域推計人口×10 万で算出)

**要件 2** 日本アレルギー学会のアレルギー専門医資格を有する医師が常勤している。(5 点)

**要件 3** アレルギー疾患に対応できる薬剤師、看護師、管理栄養士等が 1 名以上配置されている。(3 点)

**要件 4** 兵庫県アレルギー疾患医療拠点病院と連携が出来る体制が整備されている。(1 点)

※連携医療機関について、要件 2 を満たさない場合は、兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会医療部会において推薦を受ける必要がある。

(2) 日々のアレルギー疾患の診療状況や地域への貢献等を考慮し、「兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会医療部会」からアレルギー疾患医療準拠点医療機関(仮称)として準拠点病院の推薦を受ける。

## 2 「準拠点医療機関(仮称)」選定後の取り組み(案)

専門性の確保等を担保するため、下記取り組みを行っていく方針とする。

(1) 準拠点医療機関(仮称)の専門性の確保について

- ① 準拠点医療機関(仮称)の専門医には、アレルギー学会が専門医に求める学会、講習会、研修会のいずれか 1 つ以上に毎年度受講し、県への受講状況の報告を求める。 ←要検討
- ② 要件の充足状況について毎年県への報告を求める。

### 【報告を求める内容】

(ア) 各診療科の常勤医師数、専門医資格の変更の有無

(イ) アレルギー疾患に対応できる薬剤師、看護師、管理栄養士等(小児アレルギーエデ

ユ

ケーター、アレルギー療法指導士等)の配置数

(ウ) 年間新規外来患者数

(エ) 学会、講習会、研修会の受講状況 ←要検討

(オ) 診療状況等

(2) 地域の均てん化について

専門性を確保するため、選定当初の段階で全圏域に準拠点医療機関（仮称）を選定することを優先させるのは難しい。該当する医療機関があれば、随時指定に向けて働きかけていく。

(3) 具体的な連携方法について

ア 県が想定する準拠点医療機関（仮称）が担う連携のイメージは下記のとおりである。

**【準拠点医療機関（仮称）の役割（案）】**

- (ア) 診療ガイドラインに基づく標準治療を普及させる。
- (イ) 地域の医療機関では治療困難な患者の受け皿となる。
- (ウ) 地域の医療機関からの相談を受ける。
- (エ) 必要時拠点病院に紹介・相談を行う。
- (オ) 地域の学校等への指導を行う。

イ 連携票のような統一した様式や連携マニュアルを作成する。（※今後検討）

ウ 今回手あげがあった医療機関を中心に、県のホームページ上にアレルギー診療内容等を掲載し、県民が情報を得やすくする。毎年情報更新を行う。

アレルギー疾患準拠点医療機関に係る指定要件等について（案）

<指定目標と指定要件>

	拠点病院	準拠点医療機関		
		準拠点病院 (拠点病院に準ずる機能をもつ病院)	連携医療機関 (拠点病院、準拠点病院、地域の医療機関との連携可能な病院・診療所等)	
指定目標		22か所	なし	
要件	国要件に準じる	県要件による	計11点以上	計9点以上
			<b>【要件1】…5点</b> 次に掲げる①、②のいずれかに該当する。 ①内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科領域のいずれかの領域において、2科以上のアレルギー疾患の診療経験が豊富な、専門的な知識と技能を有する医師が常勤している。 ②内科、小児科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科領域のいずれかの領域において、アレルギー疾患の診療経験が豊富な、専門的な知識と技能を有する医師が常勤している、かつ人口10万人あたりの年間初診外来患者数が100人程度である。 (年間初診外来患者数/調査時直近の医療圏域推計人口×10万で算出)	
			<b>【要件2】…5点</b> 日本アレルギー学会のアレルギー専門医資格を有する医師が常勤している。	
			<b>【要件3】…3点</b> アレルギー疾患に対応できる薬剤師、看護師、管理栄養士等が1名以上配置されている。	
			<b>【要件4】…1点</b> 兵庫県アレルギー疾患医療拠点病院と連携が出来る体制が整備されている。	
			要件2を満たさない場合は、兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会医療部会において推薦を受ける必要がある。	
			または	
		点 数 枠	日々のアレルギー疾患の診療状況や地域への貢献等を考慮し、「兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会医療部会」から準拠点医療機関(仮称)として準拠点病院の推薦を受ける。	
		推 薦 枠		

<圏域目標と想定される医療機関>

2次医療圏域	圏域目標	拠点病院	準拠点医療機関			
			準拠点病院		連携医療機関	
			調査結果	推薦予定病院	調査結果	
神戸	6	3	0	—	8	
阪神	6	1	2		5	
東播磨	3		2		1	
北播磨	1		1		0	—
播磨姫路	3		2		2	
但馬	1		0	—	1	
丹波	1		0	—	1	
淡路	1		0	—	0	—
計	22	4	7	( 8 )	18	

## 兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会開催要綱

### (開催)

**第1条** アレルギー疾患に関する診療ネットワークの構築、県民並びに医療従事者に対する情報提供及び人材育成等について、アレルギー疾患対策関係者から広く意見を求めることを目的として、兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会（以下「協議会」という。）を開催する。

### (検討事項)

**第2条** 協議会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 兵庫県におけるアレルギー疾患の実情の把握及び情報共有に関すること。
- (2) 多様なアレルギー疾患に対する診療連携体制に関すること。
- (3) 県民並びに医療従事者に対する医療情報等の提供体制に関すること。
- (4) 医療従事者の人材育成に関すること。
- (5) 地域の実情に応じたアレルギー疾患対策推進計画の策定に関すること。
- (6) その他アレルギー疾患対策に関すること。

### (構成)

**第3条** 協議会構成員（以下「構成員」という。）は、別表の関係機関並びに関係団体の代表者をもって構成する。

### (座長)

**第4条** 協議会に座長及び座長代理を置く。

- 2 座長は、構成員の互選により選出する。
- 3 座長は、協議会の議事進行を行う。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、座長代理がその職務を代理する。

### (運営)

**第5条** 協議会は、兵庫県保健医療部感染症等対策室感染症対策課長（以下「感染症対策課長」という。）が招集する。

- 2 構成員は、事故その他やむを得ない理由により協議会に出席できないときは、あらかじめ感染症対策課長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合において、代理人は、協議会が開催される前に委任状を感染症対策課長に提出しなければならない。
- 3 感染症対策課長が必要と認めたときは、協議会の構成員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。
- 4 協議会は、公開とする。ただし、協議会の運営に著しい支障があると認められる場合には、非公開とすることができる。  
議事録、議事要旨及び協議会資料は原則として公開とする。

### **(部会の開催)**

- 第6条** 検討事項の一部について、特定の構成員からの意見聴取（又は意見交換）が必要な場合は、部会を設置することができる。
- 2 部会に招集する構成員は感染症対策課長が指名する。
  - 3 部会の議事を進行するため、部会構成員の互選により、部会座長を選任する。
  - 4 部会の運営については、「第5条」の規定を準用する。

### **(謝金)**

- 第7条** 構成員（県の職員である構成員を除く）及び構成員の代理人（県の職員である代理人を除く）が協議会及び部会に出席したときは、謝金を支給する。
- 2 謝金の支給については、別に定める。

### **(旅費)**

- 第8条** 構成員及び構成員の代理人が協議会及び部会に出席したときは、旅費を支給する。
- 2 旅費の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和35年兵庫県条例第44号）の規定により算出した額に相当する額とする。

### **(補則)**

- 第9条** この要綱に定めるもののほか、協議会の開催に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(組織改編)

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(組織改編)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

## 兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会構成員

	区 分	所 属	備 考
1	拠点病院	神戸大学医学部附属病院	医師
2		兵庫県立こども病院	医師
3		兵庫医科大学病院	医師
4		神戸市立医療センター中央市民病院	医師
5	医療関係	兵庫県医師会	医師
6		兵庫県内科医会	医師
7		兵庫県小児科医会	医師
8		兵庫県眼科医会	医師
9		兵庫県耳鼻咽喉科医会	医師
10		兵庫県皮膚科医会	医師
11		兵庫県薬剤師会	薬剤師
12		兵庫県看護協会	看護師
13		兵庫県栄養士会	栄養士
14	その他	小児アレルギーエデュケーター	看護師
15	行 政	兵庫県市長会	
16		兵庫県町村会	
17		兵庫県教育委員会	
18	県 民	患者会代表	



(別紙1)

## 兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会 謝金取扱要領

### (趣旨)

**第1条** この要領は、兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会開催要綱（以下「要綱」という。）第7条第1項に定める謝金の取扱いについて必要な事項を定める。

### (謝金の額)

**第2条** 要綱第7条第1項に定める謝金の額は、日額12,500円とする。

### (その他)

**第3条** この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

### (施行期日)

この要領は平成30年4月1日から施行する。

## 兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会部会運営規程（案）

（設置）

第1条 この規程は、兵庫県アレルギー疾患医療連絡協議会開催要綱（以下、「要綱」という。）第9条の規定に基づき、要綱第6条に規定する部会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（名称）

第2条 部会の名称は、「医療部会」とする。

（組織）

第3条 医療部会は、協議会の構成員7人以内で組織し、次のとおりとする。

- (1) 拠点病院 1名
- (2) 医療関係 6名

（所掌事務）

第4条 所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) アレルギー疾患医療に係る均てん化の推進に関すること。
- (2) 準拠点医療機関の指定要件及び選考に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、部会座長が特に必要と認めたこと。

（その他）

第5条 この規定に定めるもののほか、医療部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成4年 月 日から施行する。

令和3年度 兵庫県アレルギー疾患準拠点医療機関(仮称)追加調査票

参考資料 1

医療機関名		
医療機関の所在地	郵便番号	〒
	住所	
回答者氏名		
電話番号		
メールアドレス【必須】		

1. アレルギー疾患の診療経験が豊富な、専門的な知識と技能を有する常勤医師数 ※令和3年12月31日時点		内科	小児科	皮膚科	眼科	耳鼻いんこう科
	常勤者数					
	常勤換算数 (別掲)					

2. (一社)日本アレルギー学会のアレルギー専門医資格を有する医師数 ※令和3年12月31日時点		内科	小児科	皮膚科	眼科	耳鼻いんこう科

3. アレルギー疾患に対応できる薬剤師、看護師、管理栄養士等 ※令和3年12月31日時点		薬剤師	看護師	管理栄養士	その他
	常勤者数				
	常勤換算数 (別掲)				
	うちアレルギー疾患に特化した有資格者数 (再掲)				
	資格名				

※例 アレルギー療法指導士や小児アレルギーエドゥケーター等

4. アレルギー疾患の年間新規外来患者数		内科	小児科	皮膚科	眼科	耳鼻いんこう科
	令和元年度					
	令和2年度					

※ 来院した外来患者のうち、初診料を算定した患者数とする。

5. 他院から貴機関への紹介患者数		内科	小児科	皮膚科	眼科	耳鼻いんこう科
	令和元年度					
	令和2年度					

6-1. 拠点病院との連携体制 (いずれかに○印)	既の実績があり、連携可能	
	実績はないが、連携可能	
	実績はなく、連携は難しい	

※このことについて、特記すべき事項がありましたら、7の欄へご記入ください。

令和 4 年度 アレルギー疾患対策関連施策体系表

	令和 4 年度 当初予算額 (千円)	部	課室
<b>1 アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減</b>			
<b>(1) 知識の普及、情報提供</b>			
○医療従事者向け研修 ・アレルギー疾患医療に携わる医療従事者の知識や技能向上に資する研修の実施	237	保健医療	感染症対策課
○特定給食施設管理事業 ・保育所等の給食施設を対象に栄養管理に関する個別指導、研修、情報提供	288	保健医療	健康増進課
○PM2.5 注意喚起情報発令事業 ・各地域のデータを県ホームページで発信	—	環境	水大気課
○学校におけるアレルギー疾患に関する啓発と正しい知識の普及 ・学校におけるアレルギー疾患対応に関する研修、情報提供 ・「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル（28年度改訂）」の周知	— 98	教育委員会 保健医療	体育保健課 感染症対策課
○患者やその家族等に対する講習会の実施	215	保健医療	感染症対策課
○県ホームページ等によるアレルギー疾患に関する情報提供 ・相談窓口 ・アレルギー疾患に対応できる専門医等の情報 ・診療ガイドライン ・アレルギー疾患のセルフケアについての情報 ・花粉飛散状況と飛散予測の地域別情報	50	保健医療	感染症対策課
○児童福祉施設等への既存ガイドラインの周知	— —	福祉 福祉 福祉	ユニバーサル推進課 こども政策課 児童課
○市町（母子保健、児童福祉）への食物アレルギー等の情報提供	—	保健医療	健康増進課
<b>(2) 生活環境の改善</b>			
○林木育種管理事業 ・少花粉スギ苗木（花粉量が通常の1%以下の品種）を含む苗木生産	7,759	農林水産	林務課
○造林事業 ・花粉発生源の立木の伐倒・除去及び少花粉スギ苗木の植栽にかかる経費への補助金交付	109,840	農林水産	林務課
○受動喫煙対策推進事業 ・禁煙啓発キャンペーン、条例普及チラシや子ども向け喫煙防止パンフレットの作成・配布等	8,952	保健医療	健康増進課
<b>2 アレルギー疾患医療の均てん化の促進等</b>			
○県アレルギー疾患医療連絡協議会の開催 ・診療連携体制の在り方の検討や情報提供、人材育成等の施策の企画・立案、アレルギー疾患対策の施策の検討	425	保健医療	感染症対策課
○医療従事者向け研修の実施（再掲） ・アレルギー疾患医療に携わる医療従事者の知識や技能向上に資する研修の実施	( 237 )	保健医療	感染症対策課
<b>3 アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上</b>			
○学校・児童福祉施設等への助言、指導 ・学校、施設職員向け相談窓口の設置	370	保健医療	感染症対策課
○特定給食施設管理事業（再掲） ・保育所等の給食施設を対象に栄養管理に関する個別指導、研修、情報提供	( 288 )	保健医療	健康増進課
○兵庫県食品衛生監視指導計画に基づく監視指導 ・アレルギーを含む食品表示に係る食品製造者等への指導	—	保健医療	生活衛生課
○アレルギー（特定原材料）を含む食品の取去検査 ・県内流通の加工食品を検査することによるアレルギー表示の適正等を監視指導	—	保健医療	生活衛生課
○学校におけるアレルギー疾患に関する啓発と正しい知識の普及（再掲） ・学校におけるアレルギー疾患対応に関する研修、情報提供 ・「学校におけるアレルギー疾患対応マニュアル（28年度改訂）」の周知	( — ) ( 98 )	教育委員会 保健医療	体育保健課 感染症対策課
○患者やその家族等に対する講習会の実施（再掲）	( 215 )	保健医療	感染症対策課
<b>4 調査・研究の推進等</b>			
○花粉飛散状況調査 ・花粉の飛散データの調査・解析	1,497	保健医療	感染症対策課
<b>5 災害時の対応</b>			
○広域防災拠点管理運営事業 ・広域防災拠点の施設及び設備の維持管理や資機材の定期点検	6,873	危機管理	災害対策課
○備蓄食糧更新費 ・被災者用備蓄食糧の計画的な買替え	6,530	危機管理	災害対策課
○災害救助費 ・災害救助法適用各市町が行った救助（炊き出しのその他による食品の給与等）に要した経費の交付	87,600	危機管理	災害対策課
○救助物資取扱費 ・物資点検費、物資移動費等	1,000	危機管理	災害対策課
<b>合 計</b>	<b>231,734</b>		

—：県予算の発生しない事業